備　考

1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
2　文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
3　本様式は必ず片面印刷にて用意すること。
4　印刷した本様式は、ホチキス留めせず、用紙の左上をクリップ留めすること。
5　第１表における事業の定義は、以下のとおり。
（１）事業とは、企業が営む事業活動で、次の要件のすべてに該当するものをいう。
①　収益を稼得し、費用が発生する事業活動に関わるもの
②　企業の最高経営意思決定機関が、当該構成単位に配分すべき資源に関する意思決定を行い、また、その業績を評価するために、その経営成績を定期的に検討するもの
③　分離された売上高を入手できるもの
（２）企業が営んでいる事業活動であっても収益を稼得していない、又は付随的な収益を稼得するに過ぎない活動は、事業として認められない。
（３）複数の事業が次の要件のすべてを満たす場合、企業は当該事業を１つの事業に集約することができる。
①　当該事業の経済的特徴が概ね類似していること
②　当該事業の次のすべての要素が概ね類似していること
（ア）製品及びサービスの内容
（イ）製品の製造方法又は製造過程、サービスの提供方法
（ウ）製品及びサービスを販売する市場又は顧客の種類
（エ）製品及びサービスの販売方法
（オ）銀行、保険、公益事業等のような業種に特有の規制環境
（注）上記（１）～（３）の要件は、事業の識別を行う上での考え方を示したものであり、申請に当たって日本標準産業分類の如何なる定義の使用も妨げない。
6　第１表の事業の内容では、当該事業がどのような製品又はサービスを扱っているのか、当該事業がどのように製品を製造又はサービスを提供しているのか、当該事業が扱う製品又はサービスを販売する市場又は顧客の種類はどのようなものか、また、その他事業の内容を説明するに当たり必要と判断される事項等を説明すること。
7　第３表の経済的指標とは、以下のとおり。

売上高とは、事業所で製造された製品、或いは、提供されたサービスが、当該事業所から外部へ販売された際の金額とする。

出荷額とは、工業統計調査における製造品出荷額の定義に従い、売上高より積込料、運賃、保険料及びその他諸掛を除いたものとする。

費用とは、
①　原材料使用額等（※）
②　売上原価
③　売上原価及び販売費及び一般管理費
のいずれかを、事業ごとに按分したものとする。かかる按分の方法は、申請者が普段行っている管理会計と同じとなるようにすること。

（※）工業統計調査における定義。原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額であり、消費税額を含む。

付加価値とは、売上高より原材料使用額等を除いたものとする。ただし、付加価値を使うことができるのは、この値が正の値となっている場合に限る。

生産量、出荷量、販売量とは、事業所に係る製品の数量とする。なお、これらの指標の使用は、製品の特性が類似しており、共通単位（トン、個数等）での比較が可能である場合に限り認められる。各指標の詳細な定義は、生産動態統計の定義に従い、以下のとおり。
・生産量とは、事業所が実際に生産（受託生産を含む。）した製品の数量。ただし、仕掛中の半製品は除く。
・出荷量とは、事業所及び同事業所が 契約の主体となって借り受けている倉庫又は保管場所から、実際に出荷した数量。
・販売量とは、出荷量のうち、次の事由に該当するもの。
①　販売業者又は消費者である他企業に直接販売したもの
②　販売することを目的として本社、営業所又は中継地などに出荷したもの
③　受託生産品を販売業者（消費者を含む。）である委託者へ出荷したもの
④　同一製品を生産していない同一企業内の他工場へ出荷したもの（全くの転売品）

（以上）

様式第15（第32条関係）

表

＿＿年＿＿月＿＿日発行第＿＿＿号（＿＿年＿＿月＿＿日まで有効）

職　名	氏　名	生　年　月　日

刻印

（写真）

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法
第７６条第１項の規定による立入検査証

（発　行　権　者）　　印

裏

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法抜粋

第七十六条　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、一般送配電事業者、特定送配電事業者、認定事業者、小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対し、その業務の状況、認定発電設備の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、一般送配電事業者、特定送配電事業者、認定事業者、小売電気事業者又は登録特定送配電事業者の事業所若しくは事務所若しくは認定発電設備を設置する場所に立ち入り、帳簿、書類、認定発電設備その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。
２　（略）
３　（略）
４　（略）
５　前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
６　第一項から第四項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第八十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一　（略）
二　（略）
三　（略）
四　第七十六条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者